

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業
入居保証利用契約書

保証対象契約の表示

- 1 契約の年月日
- 2 契約の対象物件の内容
 - (1) 賃貸人氏名及び住所
 - (2) 利用者氏名及び住所
 - (3) 構造又は名称
 - (4) 貸付面積
 - (5) 賃料（1か月分）
 - (6) 共益費（1か月分）

(契約の締結)

第1条 香川おもいやりネットワーク事業参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「甲」という。）と入居保証利用者（以下「乙」という。）は下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して入居保証利用契約を締結する。

(契約期間)

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約の変更)

第3条 表示事項に変更があった場合は、乙は甲と第1条の契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第4条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物質料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復費用にかかる費用

(保証料)

第5条 保証料は、15,000円とし、乙は一括して甲に納付しなければならない。ただし、一括納付が困難な場合は分割で納付することができる。

- 2 前項の保証料について一括納付の場合は第1条に規定する契約の締結後、速やかに納付しなければならない。分割納付の場合は、この契約締結から最長2年間の分割払いとする。

3 納付された保証料は、中途退去や契約に解除等の場合にあっても、これを返還しないものとする。

(保証の限度額)

第6条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
- (2) 対象住宅内の残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

(原状回復の考え方)

第7条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月再改定版)の内容を基準とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができる。この場合、解除した旨を賃貸人に対しても通知することとする。

- (1) 乙が香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第4条に掲げる要件を欠いたとき
- (2) 乙に不正又は虚偽の申請があったとき
- (3) 乙が死亡したとき。ただし、第10条に関する委任契約はこの限りでない。また、保証債務は死亡時点で清算する。
- (4) 乙があらかじめ甲に連絡、通知することなく2か月以上対象住宅に不在が続き、又は行方不明のとき
- (5) その他、甲が契約の解除を適当と認めたとき

(契約の再申請)

第9条 第2条に規定する保証の期間満了後、乙が引き続き入居保証を受けようとするときは、第1条に規定する契約を再度締結しなければならない。

2 乙が契約の再締結を希望する場合は、甲に対して期間満了日の6か月前から1か月前の間に契約の再申請を行わなければならない。

(死亡した際の残存動産の処分)

第10条 乙が死亡した際の対象物件内の残存動産処分は、下記のとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対し死亡した際の残存動産の処分について委任するものとする。ただし第6条の範囲内に限定する。
- (2) 乙が死亡したときは、甲は残存動産の処分に伴う費用を支出する。
- (3) 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は乙の相続人に返還するものとする。

(行方不明時の残存動産の処分)

第11条 乙が第8条第4号に該当した場合、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は乙または乙の相続人に返還するものとする。

(表示物件管理のための立入)

第12条 甲は、表示物件管理のため必要と認めるときは、賃貸人の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(委任)

第13条 この契約に定めるもののほか、実施要綱によるものとする。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲及び乙双方が署名又は記名及び押印の上、各自が1通を保有する。

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク参画法人社会福祉施設・社会福祉協議会

保証人(甲) 住所

氏名

印

利用者(乙) 住所

氏名

印